

日

伊東正義 岩國哲人
内橋克人 江田五月 大塚達生
奥村 宏 小邦宏治 川人 博
塩沢由典 島田裕巳 杉浦日向子

佐高

Sataka
Makoto

信

編著

出

直

し

本

白

杉原幸子 竹内洋子 田勢康弘
田中秀征 長岡 實 深田祐介
藤原作弥 前田哲男 山口比呂志
横田濱夫 渡邊一雄

書

社会思想社

日本

伊東正義 岩國哲人

内橋克人 江田五月 大塚達生

奥村 宏 小邦宏治 川人 博

塩沢由典 島田裕巳 杉浦日向子

佐高信 *Sataka Makoto* 編著

出直し

書

杉原幸子 竹内洋子 田勢康弘

田中秀征 長岡 實 深田祐介

藤原作弥 前田哲男 山口比呂志

横田清夫 渡邊一雄

社会思想社

編著者略歴

佐高 信（さたか まこと）

1945年 山形県に生まれる

1967年 慶応義塾大学法学部卒業

郷里の高校教師、経済誌の編集長を経て、評論家として独立

〔著書〕『男のうた』『会社を読む』『会社人類学入門』『会社はこれでいいのか』『逆
命利君』『銀行倒産』『KKニッポン就職事情』『現代を読む』『サラリーマン
新時代』『斬人斬書（上・下）』『師弟』『情報は人にあり』『新入社員にす
める101冊の本』『正言は反のごとし』『どうする日本 どこへ行く日本人』
『逃げない経営者たち』『日本を開く』『日本官僚白書』『日本に異議あり』
『日本の権力人脈』『日本は誰のものか』『ビジネスマン一日一話』ほか。

© Sataka, Makoto 1993

日本出直し白書

Printed in Japan

1993年 6 月30日 初版第 1 刷発行

編 著 者 佐 高 信

発 行 者 宮 川 安 生

発 行 所 株式 社会思想社



東京都文京区本郷 3-25-13

電話 3813-8101

振替 東京6-71812 郵便番号113

印刷 三松堂印刷株式会社

製本 合資会社黒田製本所

本書の定価はカバーに明記してあります。

落丁・乱丁本は小社にお送り下さればお取替えいたします。 ISBN4-390-60368-X

日本出直し白書

目次

I

この「平和憲法」こそ二十一世紀に必要だ。

江田五月※佐高信 9

志なき族議員たちの犯罪。

田中秀征※佐高信 24

何故、これほどまでに。政治ジャーナリズムの不毛を撃つ。

田勢康弘※佐高信 39

初の「本格海外派遣」自衛隊を待つカンボジアの現実。

前田哲男※佐高信 57

II

「生活良国」のすすめ。

岩國哲人※佐高信 75

企業社会再生に不可欠、ジャーナリズムの批評精神を問う。

藤原作弥❖佐高信 93

今、思う。やはり正しかったユダヤ人に出した「六千通のビザ」。

杉原幸子❖佐高信 107

空前の宗教ブームのなかで会社教信者たちの明日。

島田裕巳❖佐高信 119

「現代の鬼平」世相・政治を斬る。

伊東正義❖長岡 實❖佐高信 133

「文庫」の大航海。

杉浦日向子❖佐高信 149

III

雇う側さえも過労死社会になっている。

奥村 宏❖内橋克人❖佐高信 173

違う国、違う産業、違う企業。歩く企業は多ければ多いほどいい。

竹内洋子✧佐高信

197

フィランソロピーなき企業は生きる資格がない。

渡邊一雄✧佐高信

209

学生諸君に告ぐ、「企業の本質」を見誤るなかれ。

大塚達生✧佐高信

229

朝の一番電車に乗る銀行員たちへ。

川人博✧佐高信

243

バブル崩壊政策の謎。避けられぬ構造転換。

内橋克人✧佐高信

257

マスコミ、これでいいのか。

小邦宏治✧山口比呂志✧佐高信

274

会社全体主義に異議あり。

塩沢由典❖佐高信 302

経済小説で読む現代の日本。

深田祐介❖佐高信 320

銀行マンはバブルを反省していない。

横田 濱夫❖佐高信 341

あとがき 358

I

この「平和憲法」こそ二十一世紀に必要なだ。

江田五月十佐高信

○民主的な憲法ほど、権力者側は「押しつけ」と感じるのです。

佐高 元裁判官であつて憲法の専門家である江田さんをさしおいて口火を切らせていただきますが、いまの日本国憲法を変えようとする改憲論者の主張に、この憲法は敗戦後の混乱のなかでアメリカから押しつけられた憲法であり、よろしくないという押しつけ論がありますね。先日、久野収先生との対談のなかで、面白い話が出た。それは、外庄によって押しつけられたというのなら、日本の法制史をみれば、大宝律令たいほうりつりょう以来みんなそうだったというんですね。立派な大宝律令は白村江の戦いで破られてつくられたものだし、明治憲法も黒船以来の外庄によって生まれた。戦争に負けてというなら、白村江の戦いも太平洋戦争も同じじゃないか、というわけです（笑）。

もう一つ、押しつけというけれど、いったい誰に対しての押しつけなのかという問題で

す。誰が押しつけられたと感じ、誰がそう感じなかったのか。いまの憲法九十九条に憲法尊重擁護の義務がありますね。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」というように、権力中枢にあるものの憲法尊重の義務をうたっている。権力をもつものが憲法を押しつけられたと感じるのです。国民じゃありません。しかも、その権力者が憲法を蹂躪^{じゅうろう}してきたのは歴史が証明しているわけで、それじゃ困るという市民が革命を起こし、権力をしぼる鎖として憲法をつくってきた。とくに民主的な憲法は、押しつけとみえるんでしょうね。

江田 裁判官から政治の世界に進んで十五年たちますけれど、まだ以前の同僚から裁判官的だといわれますね（笑）。ぼく流の言いかたをすれば、憲法は国の基本法であり、世界史の流れのなかでだんだんと熟成してきたということなんです。一二一五年イギリスで生まれたマグナ・カルタが近代憲法のはしりだといわれ、以来、清教徒革命や名誉革命、アメリカ独立戦争、一七八九年のフランス革命と続いた歴史のなかで、人権思想が生まれ、育ち、人権を法の規範とするようになったんですね。そのように実に長い歴史のなかから憲法というものは徐々に熟成されてきたものなんです。

いまの日本国憲法でいえば、第二次世界大戦の惨禍を経験して、世界がもう二度とこんなことはしまいという共通の認識で国連をつくり、国連憲章をつくったのですが、それと表裏一体のものとして日本国憲法ができたと思いますね。押しつけという人は世界の歴史の流れをみていない人なんですよ。

それに、イギリスで近代憲法が生まれた歴史をみれば、憲法によって、こういうことを

◇伝統的文化には感動するけれど、「昔の日本に戻れ」はイヤだな。

してはいけないと、人民が王様の権力に手栓足枷てかせあしなかせをはめたのがはじまりであることがわかります。われわれの日本国憲法も同じで、権力にタガをはめている。この憲法を押しつけとを感じるなら、それは権力に近いということです。長いあいだ野党をやっているの、ぼくは押しつけとは感じません。早く押しつけとを感じるようになりたいですね（笑）。

佐高 改憲論者には「いまの憲法は日本の歴史、伝統につながらない」という主張もありますが、こういう場合の日本の歴史と伝統はたいていツマミ食いなんです。都合のいいとこだけつまんでくる。たとえば、山本七平さんがよく日本人の勤勉の哲学をいいますが、幕末に日本にきた英国人は「日本には急行列車に乗る贅沢を好む人々がおらず、耐えがたいほどのろろしている」と書いている。江戸庶民の生活をみての感想でしょうが、現代人のせかせかせした勤勉さとは逆の姿です。それなのに、勤勉こそ日本の伝統だという。そのほうが都合がいいからですよ。

そこまでして日本の歴史や伝統を強調する根底には、平等に対する嫌悪感があるんじゃないかと思うんです。日本の歴史や伝統だけが素晴らしくて特殊であるとか、自分たちだけが選ばれたものであるとかいう思いですね。

江田 たしかに日本の伝統的な芸能や音楽にせかせかせした動きはないし、雅みやびなんて勤勉さとは無関係、それに勤勉だったら鎖国なんかしやしませんよ（笑）。

日本的なものの素晴らしさには、ぼくにも心にジンとくるものがありますけど、伝統文

化というのが憲法と関係があるのか疑問に思いますね。天皇制の問題になると関係してくるでしょうが、憲法が文化を規定するとは思えない。

憲法は国民と権力者のあいだの関係、権利義務の関係、とくに国民に対して権力者が守らなくてはならない規範や準則を決めるものです。伝統や文化をもちだして憲法を論じられると、法律の勉強をしてきたものには、なんの議論をしているのかわからなくなる。

それに、昭和十六年生まれのぼくの世代は純粹戦後民主主義世代です。この世代の特徴かもしれないけれど、ぼくは日本の伝統とかいうものから切り離したいんですね。この憲法が純粹に自分たちの価値の柱になっているわけで、これを昔の日本の伝統や価値に戻せなんていわれると、そんなものイヤだといいたい。長上に礼を尽くすとかいわれ、年長の人を立てるといふのはわかりますよ。でもやっぱり一人ひとりの個を基盤にして、自立であり、独立であることを大切になりたいと強く思います。

佐高 明治憲法と変わったところはいろいろありますが、大きく変わったことの一つが女性の地位でしょう。法の下の平等、第十四条ですか。改憲論者はこの男女平等がイヤなんだと思う。昔のほうがよかったというのは、昔の女性は黙って従ってきたからでしょう。作家の阿川弘之さんなんか盛んに、女性に投票権を与えたのは間違いだっただといっていますね。私なんか手強くなって面白いし、互いに進歩していいじゃないかと思えますけどね（笑）。

江田 昔の日本の醇風美俗というのは言葉はきれいだけれど男女不平等、女性は台所から出てこない、ものをいわないという女性観です。だけど、いまの日本は女性の発言なしに

○会社が国の役割をしている現状はおかしいですよ。

は動いていかないし、女性の発言がますます重要になってきている。教育や環境や平和や福祉などの問題から街づくりなどにも、女性の声が必要なんです。とはいっても戦後の約半世紀は、この男女平等を獲得するための長い歴史でもあったわけですからね。

佐高 そうですよ、まだこの憲法がいつている男女平等の社会になってないですよ。

江田 憲法第十三条の「個人の尊重」も同じで、まだまだですよ。「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」というように、幸福の追求というのは、一人ひとりの幸福のことですよ。ところが、これまでの日本は、国民が一人丸となって経済成長をめざしてそれぞれが精いっぱい働いて成果を上げれば、日本全体が大きな経済力をもつ。そうしたらそれをみんなで分ければ、国民それぞれが幸福になるという、上からの押しつけの幸福なんです。幸福なんて個人のものだし、経済的な豊かさだけではないですよ。

佐高 私は過労死をあげたいんです。最近、若い人の過労死が増えていますが、それは、いい高校からいい大学へ、そしていい会社へと進むうちに批判精神がなくなってしまう。素直でなきゃ上へは進めないし、会社にはいつでも優等生でノルマは全力でクリアする。ところが会社のノルマはもっと上にあって、どんどん追いかけないといけない。

二十八歳のエンジニアの過労死の例ですが、死後、机の引き出しから退職願が出てきた

というんです。やりかけている仕事が終わったら退職しようと思っただけです。早く仕事をほっぽり投げていたら死なずにすんだんですよ。それにこれは、別の例ですが、忙しくてこのままじゃ死んでしまうといっていた息子に、母親が石の上にも三年というじゃないかと励ましているうちに息子が過労死してしまい、それ以来、その母親は「石の上にも」という言葉が頭から離れないといっていました。みんな真面目なんですよ。これらは、みんな江田さんがおっしゃる押しつけ幸福の被害者です。個人の生命の問題は、なにも戦争に関わる第九条ばかりではないんです。

江田 石の上にも三年というのは、僕も娘にいつているな、気をつけなければ（笑）。

この社会をこんなふうにしていくという憲法の主張と現実とが相打ちがっているんです。過労死を労災と認めるよう訴訟を起こしている人たちや、環境問題に取り組んでいる人たちにとって、この憲法が力になっていることは事実だし、憲法の大きな役割ですね。

佐高 個人の生活と憲法は、別々のものではなくていっしょに考えなければいけない、ということですね。

江田 職場には労働基準法がありますが、そのベースには憲法があって個人の幸福追求を保障しています。たとえば働く側がいつ年休を取りたいといえ、会社側はそれを勝手に変えてはいけません。しかし現実には、裁判所はちょっとおかしいぞと思うけれど、業務に支障をきたすことだからよく相談してやりなさいといっている。働くものが休めば支障がでるのは当然ですよ。それでも休ませるのが憲法の精神だし、国際社会のルールなんです。ところが日本だけちがうからほかの国々からおかしいといわれる。